

坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業
環境影響評価に係る埼玉県環境影響評価技術審議会
小委員会の意見について

坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

- (1) 建設機械の稼働については、計画地の敷地境界付近に存在する住居について考慮する必要があることから、建設機械の集中した稼働等により、騒音・振動の値が基準値を超える調査地点が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。
- (2) 計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、動植物の生息・生態系への影響が懸念されることから、公園整備の際には、単に緑地を創生するのではなく、関係機関・地元団体と協議し、可能な限り、この地域本来の耕作地環境を創出できるよう検討すること。
- (3) 計画地内に設置する調整池は、防災面に加え、水辺・湿地環境の創出や水辺利用にも配慮する必要があることから、計画地北側に設置する多自然型の調整池については、多様な水辺水生植物が定着できる護岸形状及び法面勾配となるよう検討すること。
- (4) 計画地北側に設置する多自然型の調整池については、水の循環・堆積物の蓄積等の課題があることから、水辺・湿地環境の創出という調整池の二次的機能を維持できるよう、関係機関と協力し、継続的に管理を行うこと。
- (5) 進出企業による大規模建築物の立地に伴い、計画地及び計画地に隣接する河畔林などを利用する鳥類の建物への衝突が懸念されることから、進出企業に対して、必要な衝突防止対策を講じるよう働きかけること。
- (6) 計画地は平坦な地形であり、進出企業の建築物による圧迫感について配慮する必要があることから、進出企業に対して、圧迫感が軽減されるような建築計画や緑化計画を検討するよう働きかけること。
- (7) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標（NDC）や、県、坂戸市の地球温暖化対策実行計画、カーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。

2 水質

造成等の工事の実施に当たり、計画地周辺の動植物の生息・生態系への影響がないよう、雨水排水の放流先に対する十分な対策を実施すること。

3 動物

(1) 計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、移動能力のある動物については、計画地周辺の同様な環境への逃避、移動が想定される。

計画地内では、アライグマ等の特定外来生物も確認されていることから、計画地周辺住居の住民に対して丁寧な説明を行うなど、被害防止に向けて対応すること。

(2) 鳥類における夜間の生息状況等について、調査結果がある場合は、評価書に追加すること。

4 生態系

計画地に整備する緩衝緑地帯及び公園の植栽においては、遺伝的多様性保全のために植栽木の系統について配慮する必要があることから、可能な限り、地域性種苗を活用すること。

5 景観

進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地の敷地境界付近には住宅があることから、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化など周囲への影響緩和措置を講じるよう働きかけること。

6 廃棄物

事業に伴い生じる廃棄物の推計について、最新データの使用や、実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。

7 温室効果ガス等

予測結果について、現在の坂戸市の産業部門からの排出量より多いものとなっている。図書に掲載されている原単位について、実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。

8 史跡・文化財

計画地に隣接する木曾免遺跡については、計画地内にまで遺跡が存在する可能性があり、その存在が想定される範囲が造成工事における切土部分と重なることから、埋蔵文化財が確認された場合は、市教育委員会に確認し、記録保存などの対応を行うこと。

また、試掘調査結果について、関係資料として評価書に記載すること。

9 事後調査

(1) 騒音・低周波音

施設の稼働に伴う騒音において、計画地西側住居地では、基準超過の状況になると予測されている。

現在想定している環境保全対策が十分な内容となっているかについて、事後調査によって把握し、対策が不十分な場合には、進出企業に対して追加の環境保全対策を講じるよう働きかけること。

(2) 動物

猛禽類の営巣・繁殖状況については、工事期間中の調査を実施し、計画地に隣接する河畔林などで猛禽類の営巣があった場合には、工事内容・工程について関係機関・地元団体と協議し、必要な環境保全措置を講じること。

また、鳥類における夜間の生息状況等について、事後調査によって把握し、結果に応じて必要な環境保全措置を追加すること。

(3) 植物

計画地内の耕作地環境が消失するため、保全すべき植物の代償措置について、専門家等からの助言を受けながら、関係機関と協力し、継続的な管理を行うこと。

また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じること。